

高梁市告示第35号

高梁市ふるさと回帰！U・孫ターン支援事業補助金交付要綱をここに公布する。

令和8年3月17日

高梁市長 石田芳生

高梁市告示第35号

高梁市ふるさと回帰！U・孫ターン支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市への移住・定住の促進を図るため、本市にゆかりを持つ移住を希望する者に対して、予算の範囲内において、高梁市ふるさと回帰！U・孫ターン支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、高梁市補助金等交付規則（平成16年高梁市規則第45号）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) Uターン 本市の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づくものをいう。）に記録（以下「住民登録」という。）があった者であって、岡山県外からの転入による住民登録（以下「転入」という。）を行うことをいう。
- (2) 孫ターン 現に5年以上住民登録（居住の実態を含む。）がある祖父又は祖母がいる者が、市外から転入することをいう。
- (3) 就職・転職 企業に正社員（期間の定めがなく、かつ、1週間の所定労働時間を20時間以上とする雇用契約により雇用されている者をいう。）として就職又は転職（転勤、出向又は研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であることをいう。）していることをいう。
- (4) 就農 作物の栽培、加工、販売その他これに類する事業（以下「農業」という。）の経営（研修期間を含む。）又は農業へ就業していることをいう。
- (5) 起業 次のいずれかに該当する場合をいう。

ア 事業を営んでいない個人であって、所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に規定する開業の届出をし、又は会社を設立したことにより、新たに事業を開始するも

の

イ 個人であって、現在の事業の全部又は一部を継続して実施し、かつ、新たに会社を設立し、事業を開始するもの

ウ 会社であって、現在の事業の全部又は一部を継続して実施し、新たに事業所を開設するもの又は新規分野で事業を開始するもの

(6) 子育て世帯 転入した日に18歳に達する日以後の最初の4月1日までの間にある子どもを扶養し、同居している世帯をいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）又はその配偶者がUターン又は孫ターンに該当すること。

(2) 申請者は、第7条に規定する申請書の申請日（以下「申請日」という。）において就職・転職、就農又は起業している者であること。

(交付要件)

第4条 申請者の世帯に属する者は、次の各号に掲げる要件を全て満たすこととする。

(1) 申請日において、転入日から起算して1年以内であること。

(2) 本市を生活の本拠とし、申請日から5年以上継続して本市に居住する意思を有していること。

(3) 日本の国籍を有する者、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条の2第1項に規定する在留資格を有する者又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者であること。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は当該暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(5) 市税等の滞納がないこと。

(6) 国、地方公共団体若しくは就職・転職先の企業等からこの要綱に基づく補助金と同様の補助又は手当等を受けた者及び当該者と同一の世帯に属する者でないこと。

2 前項の規定にかかわらず、市長が適当でないと認める場合は、補助金の交付の対象としない。

(補助対象経費等)

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、申請者が転入において発生した次の各号に掲げる経費とする。

(1) 引越し費用のうち、引越事業者へ支払った経費

(2) 申請者又はその配偶者若しくはその双方（以下「申請者等」という。）が、次に掲げる区分により取得又は契約した住宅に転入した場合であって、当該各号に定める経費

ア 申請者等が名義人である住宅を取得した場合 不動産取得手続経費のうち、登録免許税を除いた経費

イ 申請者等が契約者である賃貸住宅を契約した場合 住宅の賃貸借契約に係る仲介手数料

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、市長が認めた補助対象経費の額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。この場合において、補助金の上限額は、子育て世帯にあっては20万円とし、その他の世帯にあっては、15万円とする。

（交付申請）

第7条 申請者は、高梁市ふるさと回帰！U・孫ターン支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に、関係書類を添えて、市長に申請しなければならない。

（交付決定及び額の確定）

第8条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、当該申請の内容を審査し、速やかに補助金の交付の可否を決定し、適当と認めたときは交付すべき補助金額を確定し、高梁市ふるさと回帰！U・孫ターン支援事業補助金交付決定及び確定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付決定に際し、必要な条件を付することができる。

（補助金の請求）

第9条 前条第1項に規定する交付決定及び額の確定通知を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、高梁市ふるさと回帰！U・孫ターン支援事業補助金交付請求書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は前項の請求を受けたときは、当該請求の日から30日以内にこれを支払わなければならない。

（補助金の取消し等）

第10条 市長は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の

交付決定を取消することができる。この場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、その返還を命ずるものとする。

- (1) 偽りの申請又は不正な方法によって補助金の交付決定又は交付を受けたとき。
- (2) その他市長が補助金を交付することが不適當であると認めたとき。

2 前項の規定により、補助金の交付決定を取消し、返還を命ずる場合は、高梁市ふるさと回帰！U・孫ターン支援事業補助金返還（取消）決定通知書（様式第4号）により行うものとする。

3 第1項の規定により返還命令を受けた補助事業者は、命令を受けた日から2月以内に返還命令額を返還しなければならない。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効前に交付された補助金については、第10条の規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

様式第1号 (第7条関係)

高梁市ふるさと回帰！U・孫ターン支援事業補助金交付申請書

年 月 日

高 梁 市 長 様

申請者 住所

氏名

連絡先

高梁市ふるさと回帰！U・孫ターン支援事業補助金の交付を受けたいので、高梁市ふるさと回帰！U・孫ターン支援事業補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 円

	補助対象経費 ① (1,000円未満の端数を切り捨てた額)	補助金限度額 ②	補助金交付申請額 ①又は②のいずれか少ない方の額
1 転入に係る荷物の 運搬に要する費用	円	【子育て世帯以外】 <input type="checkbox"/> 150,000円 【子育て世帯】 <input type="checkbox"/> 200,000円	
2 定住に係る費用 <input type="checkbox"/> 不動産取得手続経 費のうち、登録免許 税を除いた経費 <input type="checkbox"/> 住宅の賃貸借契約 に係る仲介手数料	円		
合 計	円	円	円

2 住民基本台帳上の異動日 (転入日) 年 月 日

3 Uターン又は孫ターンの対象者 申請者 配偶者

(裏面へ続く)

4 関係書類

(1) Uターン又は孫ターン要件の確認について

ア 全ての申請者が提出する書類

- (ア) 高梁市ふるさと回帰！U・孫ターン支援事業対象者チェックシート（別紙様式1）
- (イ) 住民票謄本
- (ウ) 市税等の滞納が無いことを証明する書類

【Uターン】

- (ア) 対象者が本市に居住していたことを確認できる戸籍の附票等

【孫ターン】

- (ア) 対象者の祖父母の住民票謄本または抄本
- (イ) 祖父母との関係性が確認できる書類（対象者の親の戸籍謄本等）

(2) 就業要件の確認について

ア 該当するいずれかを提出する書類

- (ア) 申請者に係る勤務先での雇用形態を確認できる就業証明書（別紙様式2）
- (イ) 申請者が就農していることが確認できる書類
- (ウ) 申請者が起業していることが確認できる書類

(3) 補助対象経費の確認について

ア 転入に係る費用について

- (ア) 転入するための荷物の運搬に要する引越事業者への支払額が確認できる領収書等の写し

イ 定住に係る費用のうち、不動産取得時の建物に係る登録免許税について

- (ア) 住宅の名義人が申請者又はその配偶者である建物の登記事項証明書（全部事項証明書又は現在事項証明書）の写し

- (イ) 不動産取得手続きに係る経費の領収書（経費明細がわかるもの）の写し等

ウ 定住に係る費用のうち、住宅の賃貸借契約に係る仲介手数料について

- (ア) 賃貸借住宅の契約者が申請者又はその配偶者である賃貸借契約書の写し
- (イ) 賃貸借住宅の契約に係る仲介手数料の額が確認できる領収書等の写し

(4) その他市長が必要と認める書類

高梁市ふるさと回帰！U・孫ターン支援事業対象者チェックシート

1 交付要件等について

ふりがな 氏 名		生年月日	年 月 日
電話番号		E-mail	
補助対象者等の要件 (該当する場合は□に✓を記入)	① 【Uターン】 ・本人又はその配偶者のいずれかが過去に高梁市へ住民登録がある。 ・本市への移住直前において県外に居住していた。		<input type="checkbox"/>
	【孫ターン】 ・本人又はその配偶者の祖父母のいずれかが高梁市に居住している。 ・本市への移住直前において市外に居住していた。		
	本補助金の申請日（以下、「申請日」という。）において、高梁市での居住期間が転入日から起算して1年以内である。 （転入日： 年 月 日）		<input type="checkbox"/>
	② 企業等の事業者に就職・転職している。（転勤、出向又は研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。）		<input type="checkbox"/>
	③ ②について、正社員（期間の定めがなく、かつ、1週間の所定労働時間を20時間以上とする雇用契約により雇用されている者をいう。）として勤務している。		<input type="checkbox"/>
	④ 就農または起業している。		<input type="checkbox"/>
	⑤ 高梁市を生活の本拠とし、申請日から5年以上継続して高梁市に居住する意思がある。		<input type="checkbox"/>
	⑥ 日本の国籍を有する者、在留資格を有する者又は特別永住者のいずれかに該当する。		<input type="checkbox"/>
	⑦ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は当該暴力団員と密接な関係を有する者ではない。		<input type="checkbox"/>
⑧ 市税等の滞納がない。		<input type="checkbox"/>	
⑨ 国、地方公共団体又は就職、就職先の企業等からこの要綱に基づく補助金と同様の補助・手当等を受けていない（同一世帯に属する者を含む）。		<input type="checkbox"/>	

(裏面へ続く)

2 移住後の就業状況

就業	就業先企業等の名称	
	所在地	〒
	就業年月日	年 月 日
就農	就農年月日	年 月 日
起業	起業年月日	年 月 日

3 補助対象経費について（該当する場合は□に✓を記入）

転入費用	① （転入に係る荷物の運搬費用） 当該費用は、引越事業者への支払に係る費用である（宅配便は対象外）。	<input type="checkbox"/>
定住費用	② （登録免許税を除いた、不動産取得手続経費） 取得した建物について、名義人は申請者又はその配偶者である。	<input type="checkbox"/>
	③ （住宅の賃貸借契約に係る仲介手数料） 賃貸借契約を締結した住宅について、契約書は申請者又はその配偶者である。	<input type="checkbox"/>

4 誓約事項

補助金の交付申請にあたっては、高梁市ふるさと回帰！U・孫ターン支援事業補助金交付要綱を遵守するとともに、以下の事項について誓約します。

- ① 高梁市が当該補助金と同様の補助金の重複支給の確認を目的に、就職・転職先の企業等と個人情報を共有することについて同意します。
- ② 当該補助金と同様の補助金等の重複が判明した場合は、当該補助金を返還することに同意します。
- ③ その他本補助金の交付要件については、市長が必要に応じて調査することに同意します。

年 月 日 申請者（署名）

（※必ず本人が自署してください。）

年 月 日

高 梁 市 長 様

所在地

事業者名

代表者名

電話番号

担当者名

就業証明書

(高梁市ふるさと回帰！U・孫ターン支援事業補助金申請用)

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者	氏名	
	住所	
	就業年月日	
	就業状況	現在も就業中
	雇用形態	週 20 時間以上の無期雇用
	補助・手当等の支給	勤務者に対して、高梁市ふるさと回帰！U・孫ターン支援事業補助金（転入又は定住に係る費用補助）と同様の補助・手当等を支給していない。
勤務先	所在地	
	名称	
	勤務者所属部署等	
	電話番号	

第 号
年 月 日

様

高梁市長

高梁市ふるさと回帰！U・孫ターン支援事業補助金交付決定及び確定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった、高梁市ふるさと回帰！U・孫ターン支援事業補助金について、次のとおり決定したので高梁市ふるさと回帰！U・孫ターン支援事業補助金第8条第1項の規定により通知します。

記

1 補助金決定額 金 円

2 交付の条件

- (1) 高梁市ふるさと回帰！U・孫ターン支援事業補助金交付要綱を遵守すること。
- (2) 高梁市ふるさと回帰！U・孫ターン支援事業補助金交付要綱第10条第1項に該当するときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずることがある。

様式第3号 (第9条関係)

高梁市ふるさと回帰！U・孫ターン支援事業補助金交付請求書

年 月 日

高 梁 市 長 様

請求者 住所

氏名

印

年 月 日付け、第 号により交付決定及び額の確定通知のありました、高梁市ふるさと回帰！U・孫ターン支援事業補助金について、下記金額を交付されたく請求します。

請求金額

--	--	--	--	--	--	--

円

なお、上記については下記口座に振り込んでください。

金融機関名	銀行	
	金庫	店
	農業協同組合	
預金種別	(普通 ・ 当 座)	
口座番号		
口座名義人	ふりがな	
	氏 名	

※ 口座名義人は申請者（請求者）と同一であること

第 号
年 月 日

様

高梁市長

高梁市ふるさと回帰！U・孫ターン支援事業補助金返還（取消）決定通知書

年 月 日付け、第 号により交付した、高梁市ふるさと回帰！U・孫ターン支援事業補助金について、下記のとおり交付決定を取消しましたので、高梁市ふるさと回帰！U・孫ターン支援事業補助金第10条第2項の規定により通知します。

記

- 1 取消理由
- 2 取消にかかる措置